

『技能実習法に係る中部地区地域協議会（第7回）』 議事概要

1 開催日時 令和6年6月21日（金）

2 出席者（協議会構成員）

愛知労働局、岐阜労働局、静岡労働局、三重労働局、福井労働局、石川労働局、富山労働局、名古屋出入国在留管理局、北陸農政局、東海農政局、関東農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、北陸地方整備局、中部運輸局、愛知県警察本部、岐阜県警察本部、静岡県警察本部、三重県警察本部、福井県警察本部、石川県警察本部、富山県警察本部、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、福井県、石川県、富山県、外国人技能実習機構名古屋事務所、外国人技能実習機構富山支所、
(事務局) 愛知労働局

3 議題

- (1) 労使団体からの意見陳述
- (2) 中部地区における技能実習制度の現状、課題等について
- (3) 令和6年度における技能実習制度適正化のための取組方針について

4 議事概要

- (1) 愛知労働局長挨拶
- (2) 名古屋出入国在留管理局長挨拶
- (3) 議題

①労使団体からの意見陳述について

愛知県労働組合総連合、公益財団法人国際人材協力機構、日本労働組合総連合東海ブロック連絡会、日本労働組合総連合北陸ブロック連絡会から意見書の提出があり、そのうち愛知県労働組合総連合から意見陳述がなされた。(資料2)

②中部地区における技能実習制度の現状、課題等について

構成員のうち、名古屋出入国在留管理局(資料3)、愛知労働局(資料4)、外国人技能実習機構(資料5)、中部経済産業局(資料6)、東海農政局(資料7)より、技能実習生に係る各行政機関等で保有しているデータ・制度・相談・取組内容の説明があり、各行政機関等において共有を図った。

③令和6年度における技能実習制度適正化のための取組方針について

事務局より後日、「令和6年度における技能実習制度適正化のための取組方針(案)」について提案し、書面協議を行うことが了承された。

技能実習制法に係る中部地域協議会殿

2024年5月30日

外国人実習生SNS相談室 樽松佐一

連絡先 TEL 090-9893-7248

意見書

私は2007年に発生した[]技術交流事業協同組合でのベトナム人研修生100人の最賃不払い、帰国指導事件以来あしかけ15年間外国人研修生・実習生からの相談を受けてきました。技能実習法の審議にあたっては参考人を務め、実習法制定以来毎回この協議会に意見書を提出させていただいています。今回の改正では地域協議会の役割がいつそう重視されることとなっています。拙文ではありますが、検討いただければ幸いです。

(1) 不正申告の不受理について

技能実習生は法第49条に定められた申告を代理人に委任することができます。私は毎年全国の機構事務所に30件ほどの申告を行っていますが、名古屋事務所では不受理とされることが相次ぎました。

① []産業事件

23年5月30日、機構名古屋事務所に実習生を連れ「仕事上のミスを理由に解雇され帰国を迫られています。監理団体はすでに本人の銀行口座を解約し、航空券を手配しているそうです。至急対応をお願いします」申告としました。提出した陳述書によれば実習生は不良品5千円×30個の罰金を払わなければ6月10日に帰国させるというものでした。(下記は陳述書の一部)

Tôi may chủ ý Kiểm Tra, sau đó thì tôi cũng đã cố gắng
khắc phục và không đi ra hàng như, thì vào ngày
24/05/2023. giám đốc và người đoàn có đến để họp về vấn
đề này. Sau tôi làm ra hàng lỗi nhiều. 1 Ngày 30 Cái hàng
1 Cái hàng phải bồi thường 5\$er. nói tôi sum vuc không có
[redacted], nhưng sum tra, để gây ra hàng lỗi nhiều
như vậy; thì giờ tôi lại không có ý nghĩa. Và đưa ra
cho tôi 1 số lựa chọn, 1 là về mức. 2 là ở lại nhưng
phải kí cam kết, nếu hàng hư phải bồi thường. 1 Cái

機構はその場で監理団体に電話し「本当は300個のところ30個分だけ請求した」と言っていると説明がありました。しかし申告後監理団体から「移籍先はすぐには見つか

らない。それまでの生活費はどうするのか」と電話が入り、この実習生は「お金がない」と言って翌日、監理団体が用意した飛行機で帰国しました。

その後8月末にこの実習生から「また日本で働きたい」と連絡があったので、名古屋事務所に移籍先支援を求めたところ指導課から「申告は受理していない」と言われました。そのため厚労省技能実習業務指導室に問い合わせたところ係長から「罰金を請求したことは違法ではない」と言われました。

この罰金について JICA の弁護士から「業務上のミスについて、実習生にのみ月給相当もしくは事実上の解雇(帰国)を求めることは技能実習計画の認定基準である9条9号の同等報酬要件に反する」と指摘されました。

その後11月25日、中日新聞がこれを記事にすると、28日朝、機構から「申告を受理することになった」と電話がありました。しかし「調査はしたが罰金を請求したという事実は確認できなかった」というだけでした。なぜ8月末に聞いた時5月の申告を「受理しなかった」と言ったのか、なぜ今回受理になったのか、罰金を請求したことは違法ではなかったのか、帰国させた理由は何か、聞いても一切答えません。

申告当日はベトナム語通訳もいたので書面を読めばわかります。その時に申告を受理せず、帰国後半年も経ってから申告を受理、代理人に何も答えないのは申告権をないがしろにするものです。

技能実習 → 育成就労で制限緩和

「転籍」本当にできる??

中日231125

ベトナム女性 希望しても帰国促され

「待遇改善 定着に不可欠」 岐阜の企業

岐阜県岐阜市にある「岐阜県立国際職業訓練センター」で、ベトナムから来日した技能実習生が、日本で働きながら「転籍」(国籍変更)を希望する声が増えている。しかし、現状では「転籍」が難しいとされている。この問題を解決するため、岐阜県は「待遇改善」を定着に不可欠と見做している。

「転籍」は、日本に定住したい外国人が、日本国籍を取得する手続きのこと。現在は、日本に定住する外国人は、原則として「帰化」を申請する必要がある。しかし、技能実習生は、日本に定住するつもりで来日しているにもかかわらず、「帰化」の申請が難しいとされている。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。また、技能実習生は、日本に定住するつもりであることを証明するために、日本に定住するつもりであることを証明する必要がある。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。

岐阜県は、この問題を解決するため、「待遇改善」を定着に不可欠と見做している。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。また、技能実習生は、日本に定住するつもりであることを証明するために、日本に定住するつもりであることを証明する必要がある。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。

岐阜県は、この問題を解決するため、「待遇改善」を定着に不可欠と見做している。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。また、技能実習生は、日本に定住するつもりであることを証明するために、日本に定住するつもりであることを証明する必要がある。これは、技能実習生が「帰化」を申請する際に、日本に定住するつもりであることを証明する必要があるためである。

② 刈谷 事件

この実習生は23年9月21日に機構名古屋事務所に行って危険な薬剤で皮膚炎をおこし退職させられたことを訴えましたが、機構は何もしてくれないというので私が代理人となって申告書を提出しました。その後再度実習生がきたので機構に調査の状況を聞きましたが退職から10日たっても調査が行われず、失業給付に必要な離職票の発行も指導されていませんでした。

実習生は刈谷市にある金属バレル工場で働き2022年8月と10月に皮膚かぶれを発症しました。その後12月からコーンリングを擦る工程で働きました。しかし23年9月13日「重度の刺激性接触皮膚炎」を発症しました。刈谷市内の労災指定病院医師が会社に薬品名を聞きましたが会社からの回答はありませんでした。工場で使用している洗浄・防錆材には安全帽、防護眼鏡、防護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護着、保護長靴などの着用が求められていましたが、実習生に渡されたのはゴム手袋と先端に鉄の入った作業靴のみでした。作業場の写真を見ると眼鏡、防護着など特別なものはありません。これは労働安全衛生規則594条（皮膚障害等防止）に反すると思われます。労災が疑われる場合には、監理団体が責任をもって労災申請をすべきです。



また実習計画では機械加工・数値制御旋盤作業の職種ですが、実習生はもっぱら研磨剤の洗浄作業と段ボール詰めを行っていました。会社のメールには「元の作業に戻ると技能実習の計画とは大きく異なる」とあり、職種違反の疑いがあります。

私は本人の自筆委任状をつけて、同席のもと申告しましたが、機構からはすでに本人が来ているので代理人による申告は受理しないと言われました。

③ 名古屋事務所で相次ぐ申告不受理

さらにこの他にも機構名古屋事務所から不受理の連絡がありました。機構から送られてきた書面には「技能実習法49条の申告として取り扱うのに必要な以下の確認ができません」として

- ・技能実習法第49条の「申告」について、本人申告意思の確認
 - ・機構が法令違反を確認するにあたって、実習実施者の使命を明らかにしてよいのかの同意（秘匿確認）
 - ・「陳述書」について、実習生本人が記載したものかどうかの確認
- があげられていました。そのうえで「法律行為を代理人に委任する場合、法律行為の具体的な内容を委任状に明記する必要がある」とされていました。

私はいつも実習生からの手書きの委任状をつけて申告し、全国どこの機構事務所で受受理いただけてきましたが、名古屋事務所では5月の産業界事件以後不受理が続いてきました。

この不受理について法務省・厚労省に問い合わせたところ下記の回答がありました。

回答

技能実習法49条に基づいて、運用要領の【留意事項】には、「代理人による申告について」「技能実習生の意思による申告であることを明らかにするため、委任状を併せて提出することが必要となります。」と明記されている。

それ以外の詳細な運用に関する規律はない。

実習生保護という法の趣旨・目的に沿って運用すべき。

- ① 本人の署名で十分、原本かコピーかは個別判断
- ② 申告にあたって、秘匿確認は必要ない。申告を受受理した後確認する
- ③ 「陳述書」も「申告後」
- ④ 委任状には、法49条に基づく「申告」である旨の記載で十分。法律行為の具体的な内容を委任状に明記する必要はない。

以上です。

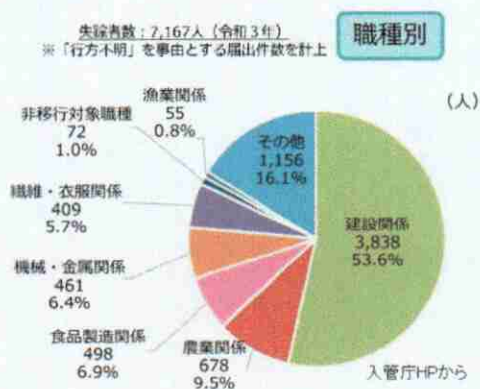
従ってこれらは機構名古屋事務所による判断と思われるので、中部協議会として検討いただきたいと思います。

(2) やむを得ない事由がある場合の移籍支援について

現行の技能実習制度でも「機構は、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。」と定められています。

① 建設業の失踪対策は無策

毎年8千人もの実習生が失踪しています。国は「失踪原因はさまざまであり、明確に特定することは困難」と答弁しています。有識者会議資料によれば2021年の失踪者7137人のうち建設業が53.6%を占め、全体の二倍の失踪率です。しかし「失踪実習生を減少させるための施策」には建設業でどのような問題がどれだけあるのか全く書かれていません。私の受けた相談では建設業には暴言・暴力、労災など「やむを得ない事由」が多くありました。



国交省は「一部の受入れ企業側の不適切な取扱いなど、様々なものがある」と「失踪防止対策 についてリーフレットの周知を図るほか、建設分野独自の取組として、建設キャリアアップシステムへの登録を義務」としているだけです。建設業者からは「会費を取られるだけでアドバイスは何もない」と言われています。

② 「やむを得ない事情」があっても入管が強制帰国を容認

機構の移籍先支援の要件には「やむを得ない事情」がある場合や、監理団体が探しても見つからない、監理団体が移籍先を探さない場合、その他緊急性を有する場合となっています。しかし「やむを得ない事由」があった場合でも「支援決定開始後 3 か月を経過したときか「支援をおこなったものの、新たな実習先が見つかることが期待できないとき」には支援を終了することとしています。さらに機構は「新しい実習先が見つからない場合には、在留期間が残っていたとしても帰国することになります」という書面に同意サインをさせていました。これなら実習生が会社の不正を申告しても監理団体が移籍先を探さず、在留期間終了で帰国させてしまうことになります。「やむを得ない事由があっても」帰国するわけにいかない実習生は失踪するしかありません。

先の労災事件では監理団体から「新しい会社を探すのが不合格の場合は帰国」と言われました。監理団体からのメールには「(N 社面接結果について)面接の評価は悪くありませんでしたが、これまでのトラブルや懸念点、今いる実習生への影響を考えるとお力になれず申し訳ありません」「今後は■■■■(送り出し機関)へ受け入れ先をさがしてもらいます」と書いてありました。面接した新しい会社はどのようにして「これまでのトラブルや懸念点」の情報を知ることができたのでしょうか。実習生が望まない前職情報を就職先に漏洩することは転職妨害です。このような監理団体には期待できません。この実習生は3か月間については是正させましたが、実習計画に書かれた機械加工・数値制御旋盤作業での移籍先が見つからず、結局在留期間満了で帰国しました。実習計画と違う職種で働かせた受入れ機関・監理団体の責任は問われないのでしょうか。

③ 移籍までの生活支援、再入国旅費はどうなるか

技能実習運用要領には「次の実習先が確保されるまでの間の生活支援等も含まれます」と書かれています。

最初の■■■■産業で罰金を請求された実習生は監理団体■■■■から移籍までの生活費をどうするのかと言われ「お金がない」言って帰国しました。

労災で解雇された実習生は9月27日の退寮日以後いったん監理団体の施設に入るが10/5までしか空きがないため「それ以降はホテル滞在、費用は本人負担」と言われました。そのため実習生は教会の施設に済ませてもらうことにしました。しかし両者とも機構からは上記の生活支援については何も説明がありませんでした。

先の実習生は残りの期間をまた日本で働きたいと言っていますが「やむを得ない事由」帰国させられてしまった実習生が、その後移籍先が見つかった場合の旅費は誰が負担するのでしょうか。これも受け入れ機関の責任としなければ「うるさい実習生は帰

国させてしまう」ことになりかねません。

私への不正申告依頼では帰国同意書にサインさせられてからくるものが少なくありません。この同意について最終的には出国窓口でチェックすることになっていますが、そこで説明することはとても困難です。実習期間を残して帰国する場合には帰国前に機構に提出し、機構から本人確認をしてほしいと思います。

④ やむを得ない事由がある場合の移籍について

今回の法改正では移籍の自由が大きな論点となっています。衆院公述人の是川夕氏は移籍には多層的構造があるとして本人移行の転籍のみならず、やむをえない事由がある場合など「各層が有効に機能することが肝要」だと指摘しました。しかし現状の実態についてはほとんど資料がだされていません。制度を改正する前に、現行法でも認められている「やむを得ない事由」がある場合の移籍がなぜできていないのか明らかにすることが不可欠です。

改正議論のなかで国は「転籍を含む制度の周知については技能実習手帳を全員に配布することを通じて入管法や労働関係法令の適用などに関して周知を図っておる」としています。「やむを得ない事由」の範囲についてあらかじめ定められていた労働条件と実態の違い、暴行・暴言、各種ハラスメントなどが示され、実習生からの立証方法として録音、写真などがあげられています。

昨年も1万人近い実習生が失踪していることについて国は「SNSも含めて…情報がいろいろ入ってきて誘われる方も結構いらっしやるのではないかと」答えています。移籍の自由が拡大するなかでSNSを使うブローカーも増えると思われます。私も含めて支援者の多くは外国人がよく使うSNSを利用していますが、機構ではSNSでの相談を受け付けていません。やむを得ない事由がある場合にその実態を写真や動画も使えるSNSでの相談受付は急務です。

(3) 座席シート技能実習試験機関の不正について

① 試験受験料問題

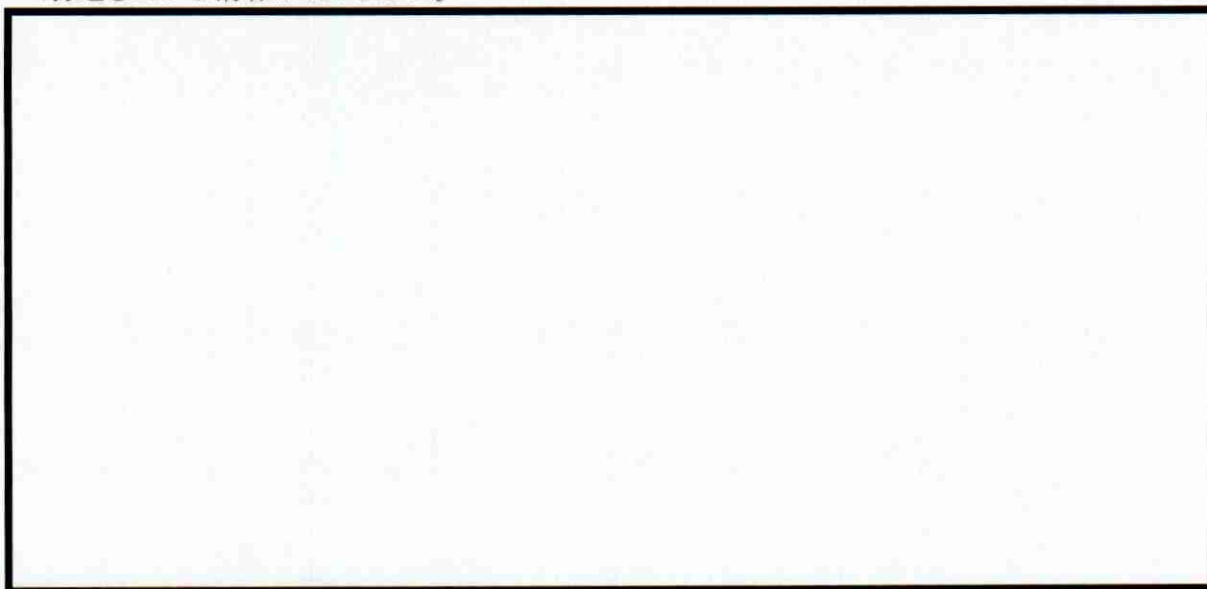
例年中部地域協議会に出される座席シート受験料高額問題は今年も相談が続いています。受入れ企業からは基礎試験の試験料が会員25,000円、非会員60,000円は高すぎるという声が続いています。さらに昨年は非会員のなかで不合格となる実習生が続出し、実技試験料45,000円を再度求められました。5人落ちた会社では50万円以上かかり、さらに遠くの試験会場にされると旅費・宿泊費も二倍かかります。基礎級の試験問題を見ましたがこの程度の試験内容でこれほどの費用が掛かるとは思えません。

② 過去問題の公表状況

会員企業の中では過去問題の情報があちこちに流れています。非会員のなかにも手に入れたところもあります。座席シート職種試験にはヘッドレストやアームレストしか

作っていない事業者も含まれているため、座席シートについては答えられない実習生もいます。

最近もこんな情報がありました。



③ 試験日・試験会場の便宜

昨年この協議会に報告したインドネシア実習生 5 人は不合格となった一回目試験日から3か月半後、在留期限 2 日前となりました。さらに試験の結果がなかなか報告されず、合格結果が出る前の6月27日にビザが切れました。この会社は ██████████ 研究協会の会員になることを断っていました。

<経緯>

2023 年

- 2月11日 : 初級技能評価試験 受験 (不合格)
- 3月頭頃 : 不合格の連絡を受ける。
- 3月8日 : ██████████ 協会へ再試験の申込み。 (その後数回にわたり再試験日を確認するが「知りません」との回答)
- 4月24日 : ██████████ 協会より再試験日は6月24日だと連絡を受ける。
- 6月24日 : 初級技能評価試験 (再試験) を受検

おなじく非会員の会社のフィリピン人 2 名は二次試験も不合格となり、5 月に帰国しました。

「外国人技能実習制度について」(令和5年5月12日改訂)によれば「技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、……試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこと」とされています。

私はこれに基づき7月10日に法務省に要請しました。その結果7月18日の再試

験で全員合格し、機構・入管も直ちに実習計画認定、7月26日にビザ更新しました。ビザは切れましたが監理団体が名古屋入管に申請し、特定活動として当面在留はできました。しかしこのビザでは一カ月間働くことはできず、健康保険にも加入することができませんでした。

いっぽう群馬県の会社では3人全員不合格となりましたが、その後[]研究協会にお礼を言っていました。[]事務局長あてのメールにはこう書かれていました。

また、今回の検定試験の受験に弊社の再試験3名の為に配慮を頂き本当に有難うございます。

[]様からご連絡を頂き、[]様からのお話しということをお聞きして感激いたしました。

今回の弊社の実習生は全員再試験ですので落ちるわけにはいきません。

落ちれば実習生は帰国となり、彼らの人生設計図が大きく狂ってしまいますし、我々にとっても彼らの代わりを探さなければならなくなってしまうので試験に向かい重点的に訓練をおこなっています。

[]様、[]様のお心遣いにお応えできるよう結果を出したい、出さなければいけないと思っているところです。

7月8日の[]縫製様での再試験の受験についてのご配慮本当に有難うございました。

取り急ぎ社員総会ご招待と検定試験日程の実習生に対するご配慮についての御礼まで。

以上

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

[]株式会社

[]協会の[]事務局長は「試験のみの接点で受験料を払えばそれでいいのではないかと考えているとのお客様意識が強い企業もございます」と受験料だけでなく会員となることを要求しています。たぶん加入したのだと思われます。また九州のある会社は監理団体を[]に変るよう求められました。

④ 試験問題・試験体制について

今国会では議員から試験問題・監督体制について質問がありました。

○鈴木(庸)委員「問題の作成に関わっている人たち、問題を作る人たち、テストの採点をする人たち、そして試験官をする人たち、この人たちの中に、じゃ、技能実習の受入れをしている人とかはいないという理解でよろしいんですか。全くいないという理解でよろしいんですね。」

○原口政府参考人「重ねての御説明になりますけれども、試験の監督及び採点についてはいないという形でございます。」

○鈴木(庸)委員「試験の監督についてはいないということなんですね。では、それ

以外はいるということですよね」

そのうえで鈴木議員は「例えば、その問題を作っている団体、こうしたところが、団体に年会費を払っている企業とかに便宜を払ったりとか、その便宜の在り方として問題の内容を示唆するといったことというのは100%起こっていないということを確認をしたい、そういうことなんです」と指摘しました。

試験体制も特定の監理団体関わっています。こんな情報も届いています。

今の試験は、持参したハサミや治具を試験会場に置きわすれたら不合格になったり、普段使っていないマシンなので不慣れで戸惑っていると怒られて、不合格になったり、結婚指輪をしていたら怒られて、その場で外させられて不合格になったり、髪の毛を縛る位置が低かったら怒られて不合格になったり、爪が長いと怒られて不合格になったり、緊張のあまり縫製品を完成させた後、掃除を忘れたら減点で不合格になったりと、技能以外の減点がとても多く、髪の毛の色が派手な茶色だった子は ████████ 氏からその場で激怒されたり、マシンの使い方がスムーズではないと、怒られ、検定中止させられたりと、はちゃめちゃなんです。

私の知り合いの会社は、嫌われて、初級で何人を落とされ、逃亡者が何人か出ました。実習生達は、絶対に出来た！と言っていました。が、全員なぜか落とされるという結果になり、その会社は実習生を辞めました。

(4) 監理団体の中立性について

今回の改正案では監理団体について「外部監査人の設置を許可要件とするほか、受入れ機関との密接な関係を有する役職員が一定の管理支援等の業務に関与することを禁止しており」監理支援機関の受け入れ機関からの独立性、中立性を十分に担保できるようなものである」と答弁されています。(4/19 衆院本会議)

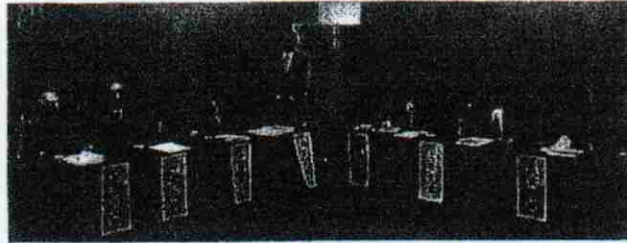
しかし技能実習試験機関である ████████ 技術研究協会はもと ████████ 産業の本社前の敷地内に作られ、現在もトヨタサテライト試験会場はこの場所にあります。

協会の筆頭理事は ████████ 氏であり事務局長 ████████ 氏の妻である女性が監理団体 ████████ の専務になっている。理事、監事も監理団体 ████████ から出ています。

██████ 産業、監理団体 ████████、試験機関 ████████ 研究協会すべてが ████████ 氏のもとにあり、各社は ████████ 事務局長を「会長」と呼んでいます。(下記は ████████ 産業 HP に加筆)



日本の工業ソーイング技術を世界標準に！



理事のご紹介

理事長		統括・国際交流		協同組合理事長
理事		評価・広報・安全・情報公開		産業の本社前
理事		技術・リスク管理・防災管理		
理事		国内外技能教育・技能検定試験		
理事		モラル教育・男女共同参画		常任理事
理事		労務管理・財務・経理の適正管理		
理事		国際交流・教育教養		
理事		支部統括・品質管理		
監事		業務監査		監理団体 理事長
事務局長		事務局 意見聴取・連絡調整		専務
支部長		北海道・東北支部		
支部長		関東・上越支部		
支部長		近畿・東海支部		
支部長		山陰・中国支部		
支部長		沖縄・九州支部		

厚労省は事務取扱要領のなかで受験料が「会員と非会員で異なる場合はその理由」を示すよう求めています但实际上には計算根拠を資料として求めるだけです。果たして実態を見ているのか疑問です。

技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議(第57回、2022年4月)の議事要旨(座席シート縫製職種関係)をみると日本[]技術研究協会の名がでています。ここでは受検者に事前提供する試験問題資料の中に、縫製手順が含まれていないこと、受験料に大きな差があること、合格率が非常に低いということ、会員と非会員との間で受験料に大きな差があること、専門級の実技試験の合格率が低いのは、実習内容と試験出題に齟齬があるのではないかとと思われるなど質問が相次いでいます。

さらに今年6月5日には「育成就労制度創設等に伴う自動車シート縫製業界の諸課題に関する検討会議」が経産省の会議室で開催されることになっています。5月28日には[]研究協会[]氏から事前打合せの呼び出しがあり[]の他に受入れ企業20社ほどが参加しました。

果たしてこのような試験機関・監理団体が独立性、中立性を十分に担保できているといえるでしょうか。

以上。

2024年6月3日

中部地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構(OTIT)関連

(1) 受検支援に関して

受検手続支援サイトに受検情報を入力するが、別途試験実施機関に対しても受検申込書を作成する必要があるため、二度手間となるという声があるため、手続きの簡素化・改善をお願いしたい。

(2) その他制度運営に関して

1月の能登半島地震対応において、在留自国民の安否確認を行う義務がある駐日大使館は、自国民の所在の確認あるいは安否についてOTITとの情報共有を求めたが、対応が鈍く、情報が共有されたのは発生後1か月を経ってからであったとのこと。そのため待ってられず自ら現地に足を運び、独自のネットワークを活用して何とか対応した。今後、東海・東南海トラフ地震などが想定される中で、OTIT、監理団体、実習実施者、本人間の災害発生時の安否確認のためのシステムの構築及び大使館との情報共有をお願いしたい。

2. 法務省関連

(1) 失踪した技能実習生に関する情報の共有に関して

失踪実習生がその後、「技能実習」から「特定活動」など他の在留資格への変更が認められたにもかかわらず、それを知らされない監理団体・実習実施者等は失踪者を発生させた受入れ機関として、以降も安否確認・所在の追跡に努め、母国の送出国・親族等に協力を求め続けることとなることから、早い段階での情報提供を強く望んでいる。関係機関の情報の共有についてお願いしたい。

3. 厚生労働省関連

(1) 技能検定等の受検に関して

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関のみならず、行政として技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、特に随時2級において自前での手配に苦慮するなど、困難を来している(水産練り製品製造職種、ニット製品製造職種、鋳造職種、金属プレス加工職種、等)。
- ② 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では随時2級試験が実施されないことや、技能評価職種の場合も自県での試験が円滑に実施されないこと等により、受検地が他県の遠隔地になるなど、困難を来している(配管職種、めっき職種、製本職種、工業包装職種等)。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式のものとなっていること、試験材の入手が困難であること、高価であることなど、苦慮している(熱絶縁施工職種、印刷職種、プラスチック成形職種、塗装職種等)。
- ④ 受検事務関係について、講師の選定のみで日程調整をしてくれないので苦慮している(介護職種)。
- ⑤ 試験内容については、特に随時2級・上級試験の難易度が高すぎる(婦人子供服製造職種、座席シート縫製職種、機械保全職種、電気機器組立て職種等)、試験内容と実際の作業にずれがある(織布運転職種、機械加工職種、工業包装職種等)など、苦慮している。技能実習生向けの試験内容及び試験制度になるよう見直しをして欲しい。
- ⑥ 過去問等のデータが少ないなどにより対策ができず困っている(配管職種、ゴム製品製造職種等)。
- ⑦ 受検料が材料費等も含め高いことに不満を持っている(そう菜製造業職種、座席シート縫製職種、溶接職種、ビルクリーニング職種等)。

(2) その他制度運用に関して

業務従事や受検に必要な安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困難であるという声があるため、受講機会の拡大をお願いしたい。

※公開の可否:公開可

以上

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2024年6月7日

日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会

日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会

外国人技能実習法施行から6年が経過し、技能実習制度の見直しを含む、入管法及び技能実習法改正法案が国会に提出され、審議が開始されました。法案にある育成就労制度は、技能実習制度の枠組みを基本的に維持しつつ、監理支援機関等の要件厳格化、外国人育成就労機構の監督指導、支援・保護の強化等が盛り込まれました。しかし、その具体的要件や機能強化のための体制、さらには受入れ分野や従事する業務の適切な設定、本人意向の転籍の実効性確保等、適正な運用の確保を含め課題は多く残されています。

足元では、技能実習生に対する低賃金や劣悪な就労環境、長時間労働、ハラスメント、解雇等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶たず、適正な制度運用及び技能実習生の保護という役割を十分果たせていない実習実施者や監理団体も存在しています。関係法令等の遵守はもとより、適正な制度実施に向け、行政機関による周知・広報や監督指導強化の取り組みが求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
3. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構名古屋事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。そのための予算について制度所管省庁に対し要望すること。
4. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで就労できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
5. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、

安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。

6. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用等、技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 中部地区において把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
10. 実習先の経営悪化や実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、実習継続が困難と認められる場合については実習先の変更が可能であることを、技能実習生、実習実施者、監理団体に対し、周知徹底すること。
11. 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋するとともに次の実習先が見つかるまでの間の生活支援等を行う必要があることを周知徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋ができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、速やかに新たな実習先を斡旋すること。
12. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
13. 地域における現場の実態把握に向け、当該地域の労使団体等を構成員として加える等、地域協議会の機能強化を図ること。
14. 技能実習制度の見直しについて、混乱が生じないように、来日予定者を含めた技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、多言語相談対応を含め、丁寧な説明や相談対応を行うこと。

以 上

【公表可】

名古屋出入国在留管理局資料

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



10か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して**
①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書**を提出する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、**再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方向的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の**在留資格を創設**（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「**企業内転勤2号**」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

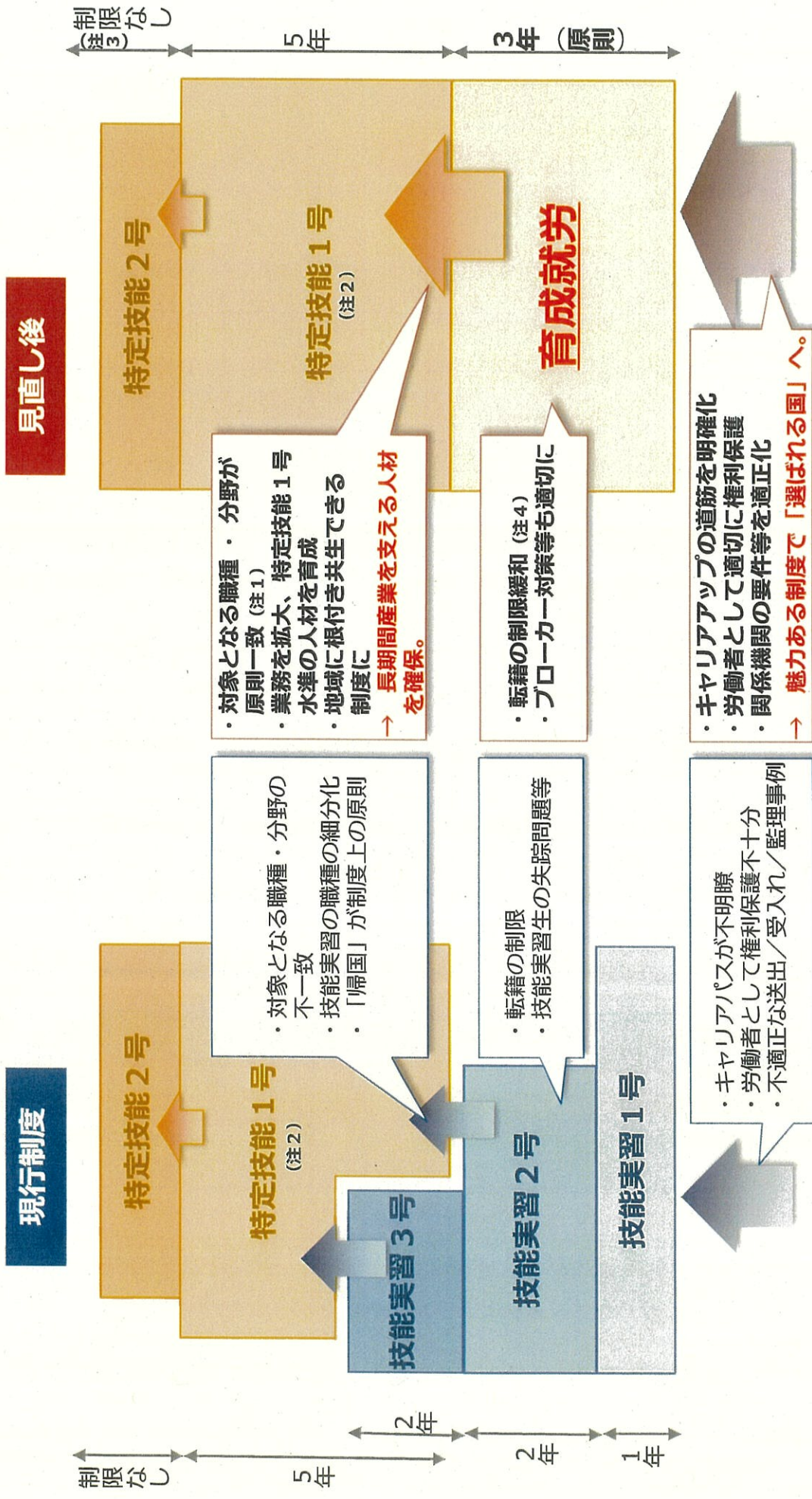
2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること**、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（**本人意向の転籍**）を行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。
（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。
（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。
・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



- (注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。
- (注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。
- (注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

- (注4) 転籍の制限緩和の内容
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
 - 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年 (分野ごとに設定) を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

中部地区における 外国人技能実習制度の現状、課題等について



令和6年6月21日
愛知労働局

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリーと中部地区の外国人労働者数

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

(単位:人)

カテゴリー	地域	全国	中部7県	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
外国人労働者総数		2,048,675	396,395	13,427	13,068	11,101	40,028	74,859	210,159	33,753
①就労目的で在留が認められる者 (いわゆる「専門的・技術的分野」) ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。		595,904	82,148	2,760	2,945	1,893	7,148	13,773	46,951	6,678
②身分に基づき在留する者 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」) ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため様々な分野で報酬を受ける活動が可能。		615,934	176,320	3,939	2,705	3,653	16,267	39,511	95,987	14,258
③技能実習 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。		412,501	92,617	5,907	5,162	4,645	13,620	14,437	38,887	9,959
④特定活動 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等) ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。		71,676	9,665	395	585	288	1,083	1,205	5,069	1,040
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。		352,581	35,643	426	1,671	622	1,910	5,933	23,263	1,818

※外国人雇用状況の届出状況(令和5年度10月末時点)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策総合推進法 第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

※上記在留資格以外に「日米地位協定対象者」があるため、外国人労働者総数とは合わない。

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約204.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約59.6万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約61.6万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約41.3万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約7.2万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約35.3万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

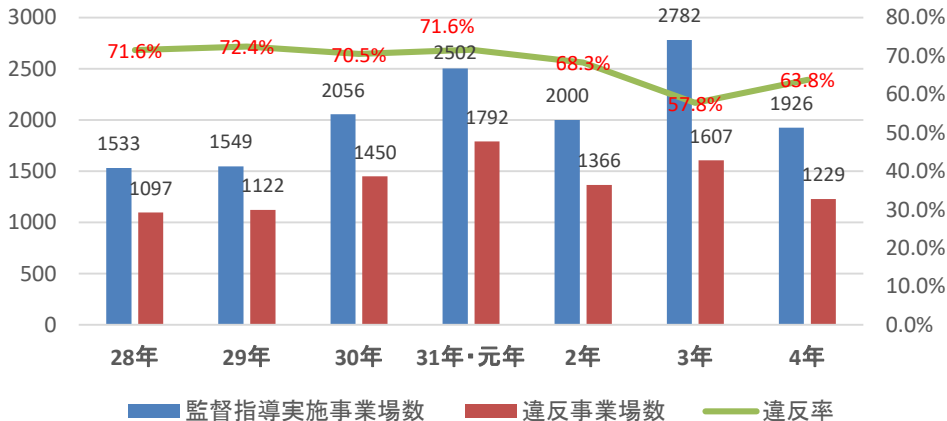
※外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法 第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

2.外国人技能実習生の実習実施機関に 対する監督指導、送検等の状況 (令和4年)

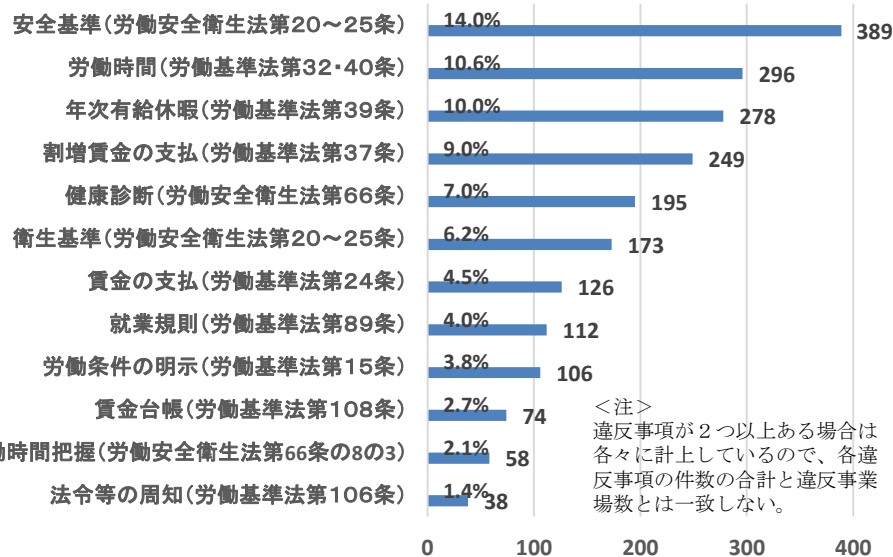
1 中部地区における監督指導状況

(1) 中部地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して1926件の監督指導を実施し、その63.8%に当たる1,229件で労働基準関係法令違反が認められた。

注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準、②年次有給休暇、③労働時間の順に多かった。



(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

技能実習機構からの通報を端緒に監督を実施

概要

- 外国人技能実習機構から、技能実習生に36協定を超える時間労働を行っているとの通報があり監督を実施。
- 業種は製造業。実習生の国籍はベトナム。

指導内容

- 年次有給休暇については、外国人技能実習機構からの指摘を受け、すでに36協定を超える時間外労働は実施していなかった。
- ほかに、月60時間を超えた時間外労働に対し、2割5分の割増賃金を支払っていたが、5割以上の割増賃金を支払っていなかったため、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（60時間を超える時間外労働に対し5割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと）

事例 2

災害発生を契機に監督を実施

概要

- 技能実習生が2名在籍。実習生の国籍はベトナム。
- 金属加工用ロール機に材料を送給していたところ、手が巻き込まれ、左手指を負傷した。機械には緊急時の動力しゃ断装置が設置されていなかった。

指導内容

- 金属加工用ロール機に、動力しゃ断装置を設置すること。

指導事項

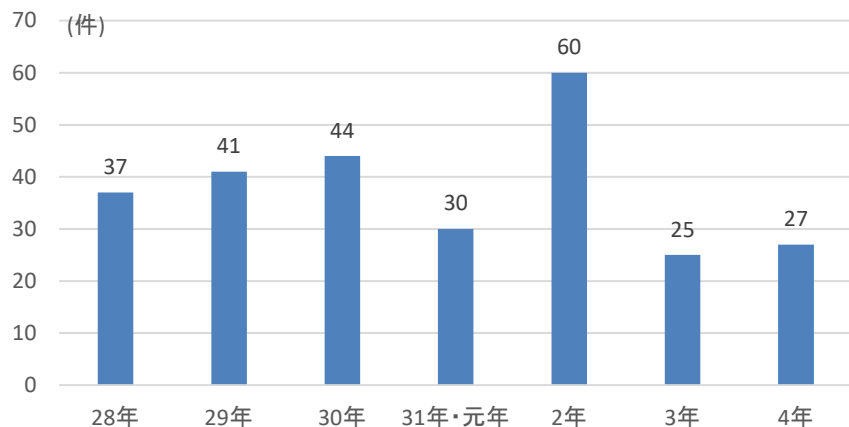
労働安全衛生法第20条（危険防止措置）
労働安全衛生規則第103条（動力しゃ断装置）

指導の結果

- 金属加工用ロール機に動力しゃ断装置を設置し、機械の安全対策を講じた。

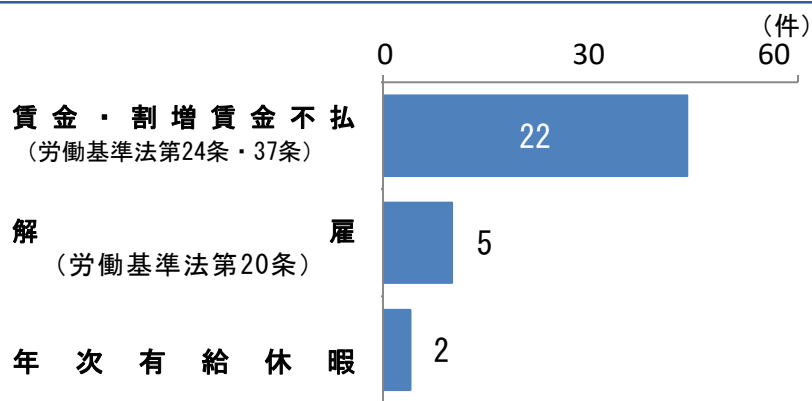
2 中部地区における申告状況

- (1) 令和4年に技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中部地区で29件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(22件)、②解雇(5件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



- (3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

事例1

技能実習生から賃金不払い等について申告があり、監督指導を実施

概要

- 技能実習3名から、休業手当及び割増賃金の不払に係る申告。労働者は建設業の作業員。監理団体の担当者とともに来署し、申告に及ぶ。

指導内容

- 休業手当及び割増賃金不払を確認したため、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第26条（休業手当）
労働基準法第37条（割増賃金の支払い）

指導の結果

- 会社都合で欠勤した日の休業手当、割増賃金の計算誤りによる不足額を支払い解決した。

事例2

技能実習生から賃金の一部控除に係る申告があり、監督指導を実施

概要

- 技能実習生から、水道光熱費の控除に納付できないとして賃金の一部支払いを求めるもの。

指導内容

- 水道光熱費は、技能実習生が実費を支払っており、賃金の一部控除について不払いを認め、是正勧告を行った。

指導事項

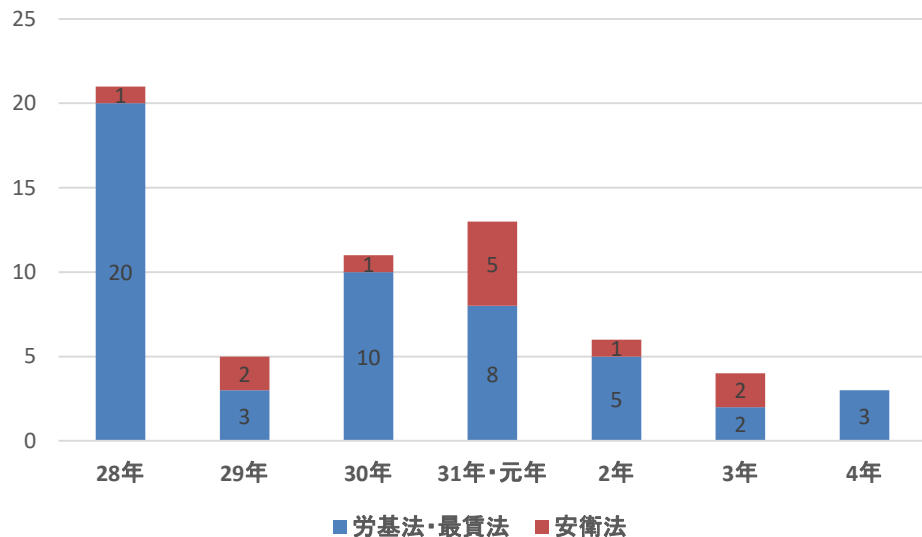
労働基準法第24条（賃金の全額支払い）

指導の結果

- 賃金から水道光熱費を控除してことを認め、不払となっていた賃金を支払った。

3 送検状況（中部地区）

(1) 令和4年に技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は3件であった。



事例

賃金未払で送検

概要

- 縫製業の事業場において、技能実習生8人に対して最低賃金額を下回る賃金で支払っていたことが判明した。
- 時間外・休日労働に対する割増賃金も、最低賃金額に法定の割増率を加えた額以上の賃金を支払っていなかった。

被疑事実

技能実習生に対し、

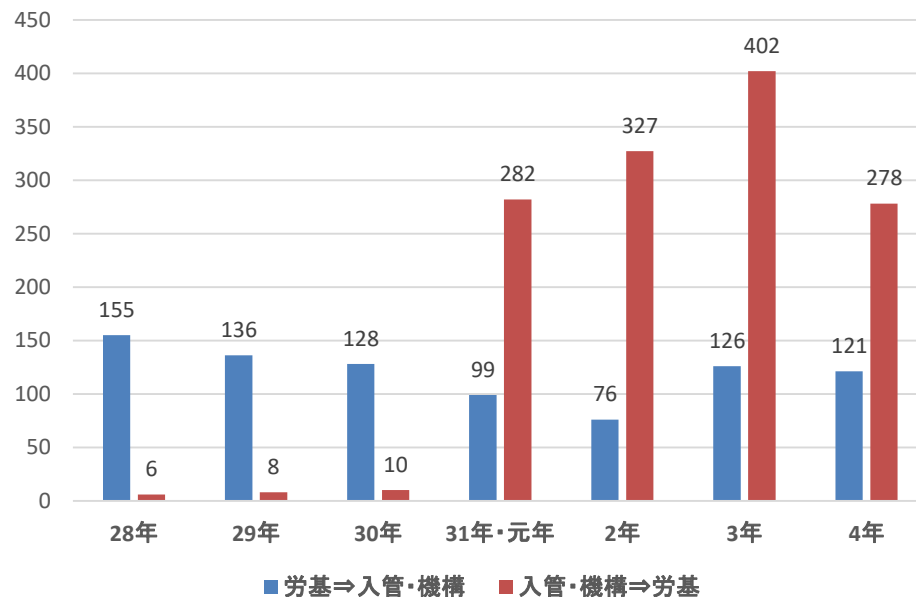
- 最低賃金額以上の賃金を支払っていないこと。
- 時間外・休日労働を行わせているにも関わらず、所定の割増賃金を支払っていないこと。

4 中部地区の労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は126件、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は402件である。

※1 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
出入国在留管理機関・外国人技能実習機構において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

外国人技能実習機構業務の概況

令和 6 年 6 月

外国人技能実習機構
名古屋事務所・富山支所



外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・ 主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・ 出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長
(主務大臣が任命)

理事
(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事
(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

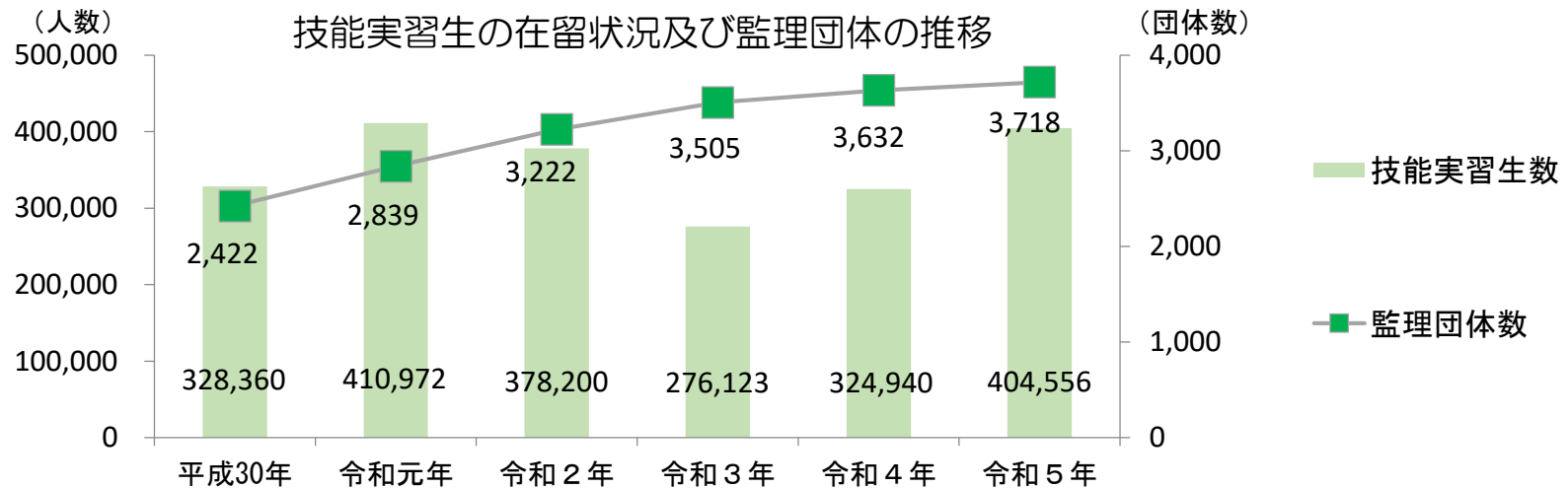
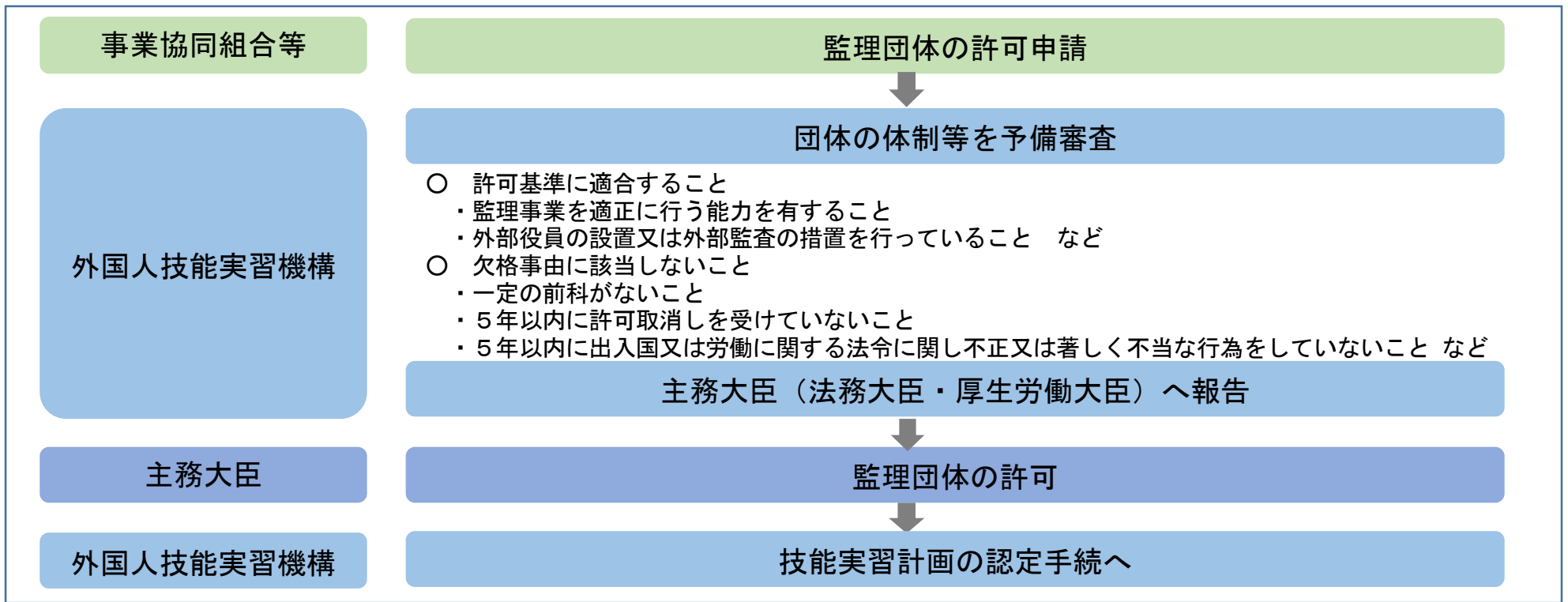
組織形態

- 認可法人
(発起人が設立を発起し、主務大臣が
設立を認可)

所掌事務

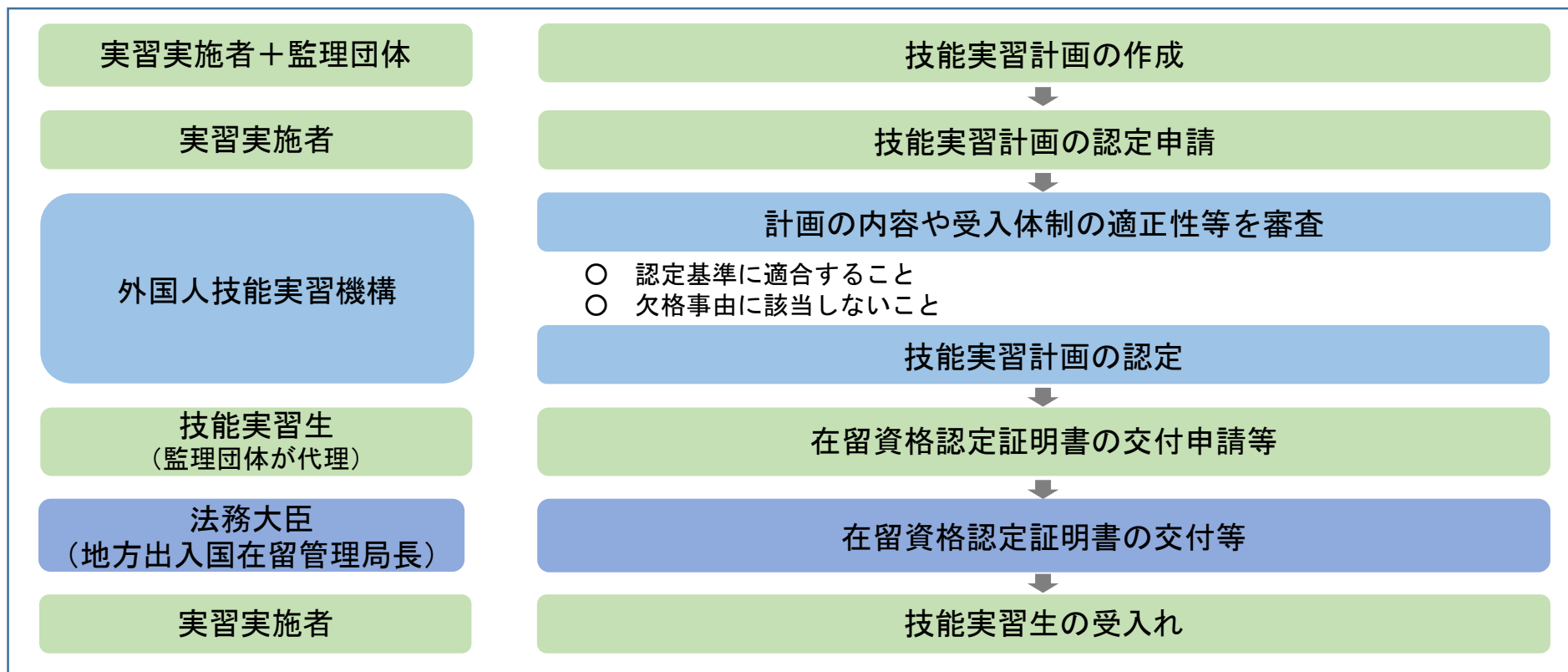
- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する
報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,700団体)への
実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約70,000社)への実地
検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体
からの監査報告、技能実習実施困難
時の報告、実習実施者からの実施状
況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）

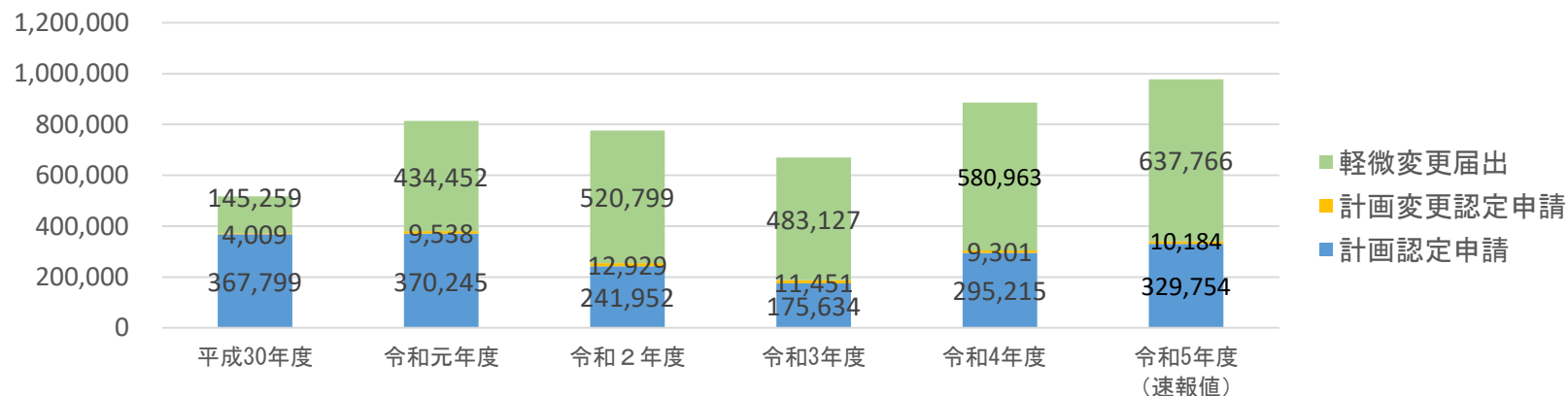


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年度末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構「監理団体の検索」（各年度末時点）

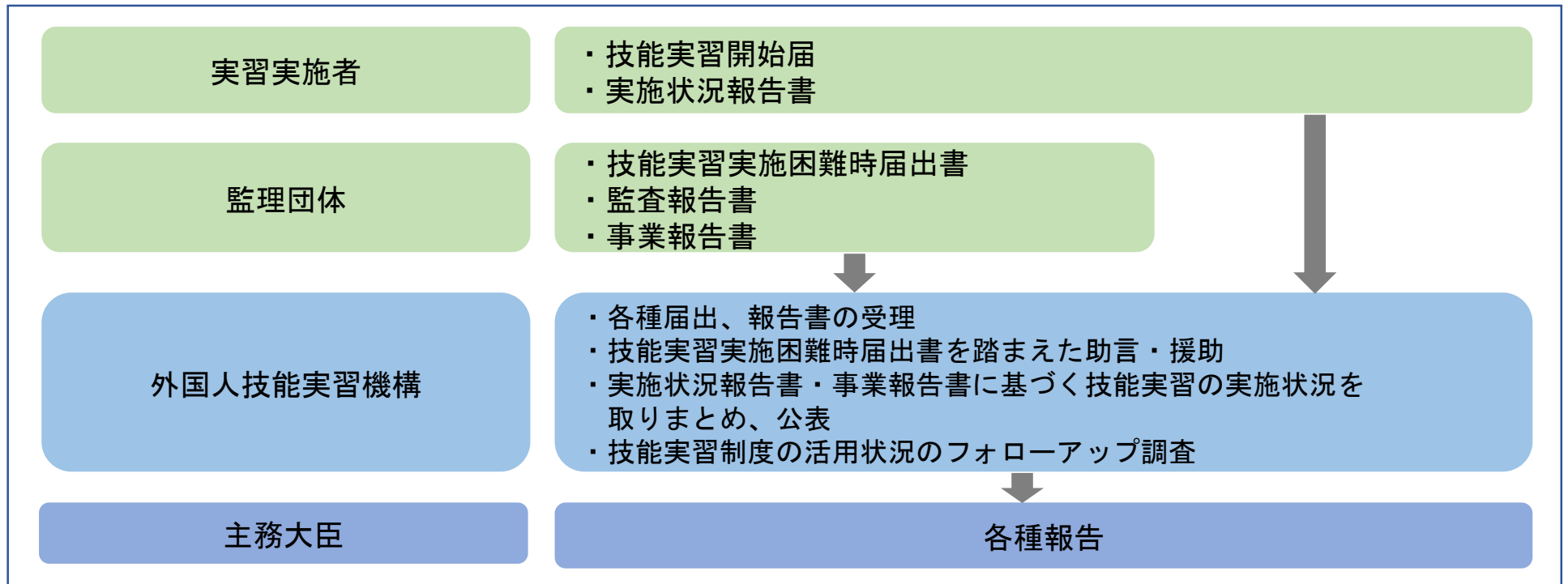
外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



機構による届出・報告書の調査項目

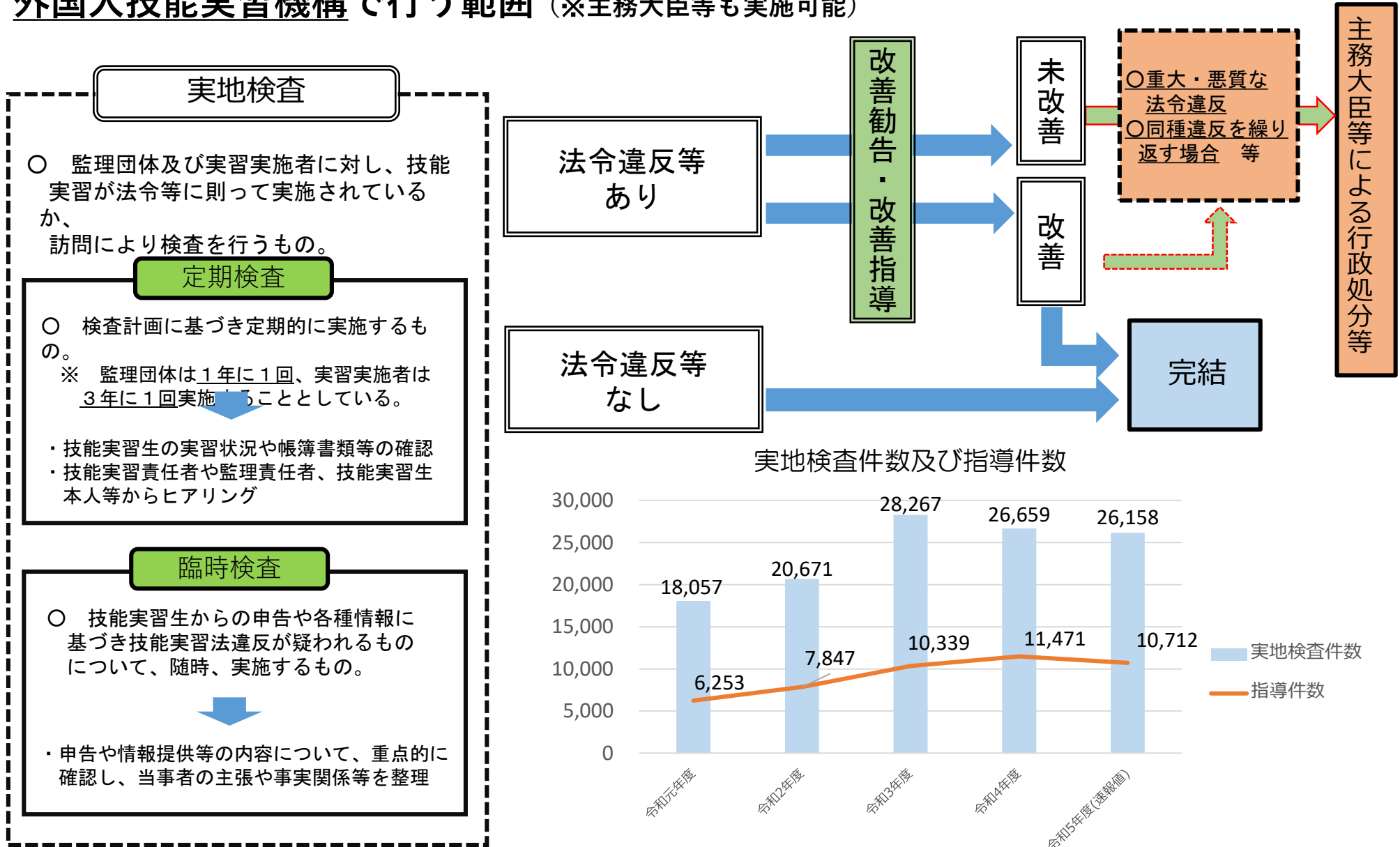
実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）



外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
 また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。
 さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

母国語相談の実施

技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、申告・相談が可能。

※ 8か国対応（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語）

母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556
相談件数（件）	854	2,695	7,452	13,353	23,701	17,332	14,328
申告件数（件）	0	90	133	82	104	125	85

※ 令和5年度の母国語相談受付件数（相談手段別に計上した受付件数の総数）は、9,276件（電話：5,828件、メール：3,439件、手紙：9件）

（注）「相談件数」14,328件は、母国語相談受付件数9,276件を相談内容別に計上（一つの受付件数に対し、複数の内容が含まれる場合あり）した件数の総数。

地方事務所の個別相談件数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
225件	340件	708件	1,363件	6,056人※

※ 令和5年度からシステム等の変更に伴い、単位を件数から人数に変更。

令和5年度の母国語相談・地方事務所の相談の主な相談内容別内訳

- 実習先変更に関する事（3号での実習先変更含む） 5,659件（23.7%）
- 途中帰国に関する事（強制帰国、期間満了前の帰国等） 3,205件（13.4%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関する事（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,195件（13.4%）
- 管理に関する事（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 3,034件（12.7%）
- その他の制度に関する事（他の在留資格への変更、特定技能制度に関する事、税金等） 1,974件（8.3%）

外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）
令和6年3月31日時点で監理団体2,796機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注1）技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受案件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39	52	70

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
 - ・ 事情等の聴取、確認
 - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
 - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
 - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
 - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
 - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 令和5年度末時点で、宿泊支援件数は、166件（累計）
- 宿泊支援協定締結対象施設は、393か所

外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受験手続支援）

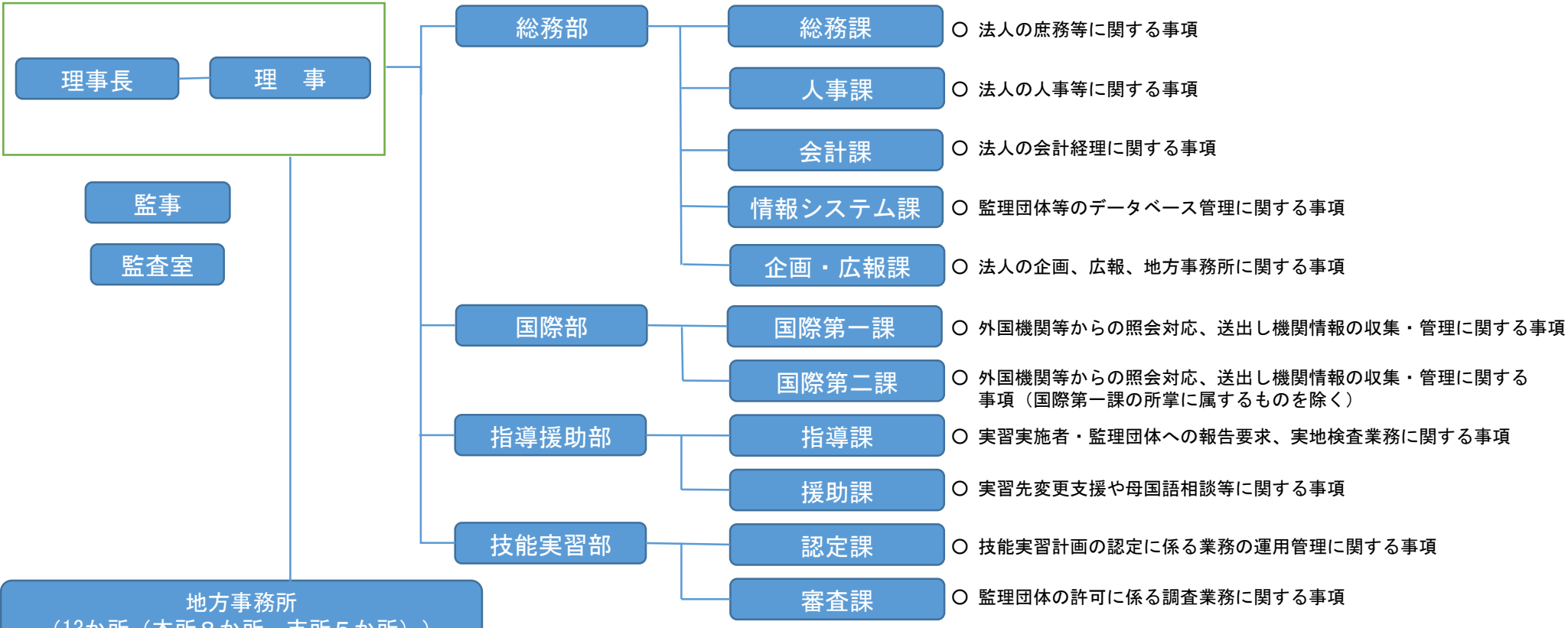
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受験し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受験手続支援サイトの仕組み

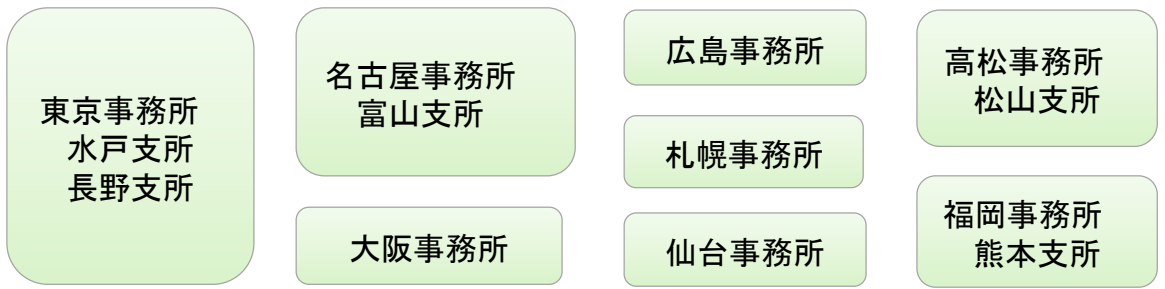
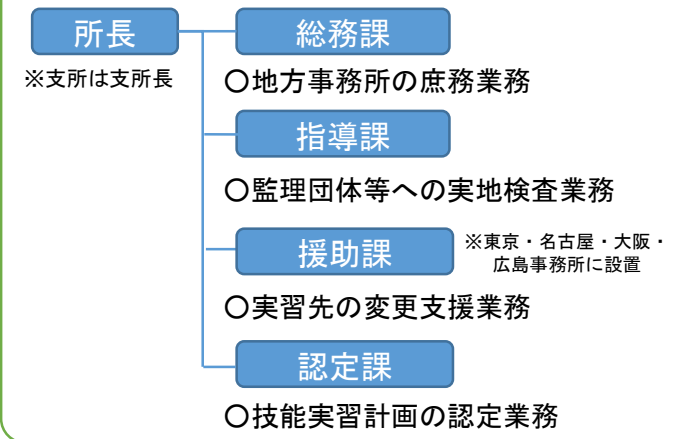


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
受験手続支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558	265,436	277,943

外国人技能実習機構の組織・体制について



地方事務所 (13か所 (本所 8 か所、支所 5 か所))



中部地区ブロックにおける各種統計

技能実習制度における申請等件数（１）（中部地区ブロック）

1 監理団体許可件数（令和6年5月14日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
愛知県	219件 (うち介護職種 77件)	175件 (うち介護職種 55件)	394件 (うち介護職種 132件)
岐阜県	97件 (うち介護職種 15件)	29件 (うち介護職種 11件)	126件 (うち介護職種 26件)
三重県	55件 (うち介護職種 25件)	42件 (うち介護職種 16件)	97件 (うち介護職種 41件)
静岡県	66件 (うち介護職種 21件)	78件 (うち介護職種 19件)	144件 (うち介護職種 40件)
富山県	37件 (うち介護職種 13件)	14件 (うち介護職種 2件)	51件 (うち介護職種 15件)
石川県	21件 (うち介護職種 9件)	12件 (うち介護職種 5件)	33件 (うち介護職種 14件)
福井県	31件 (うち介護職種 8件)	5件 (うち介護職種 1件)	36件 (うち介護職種 9件)

技能実習制度における申請等件数（2）（中部地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（令和4年度）

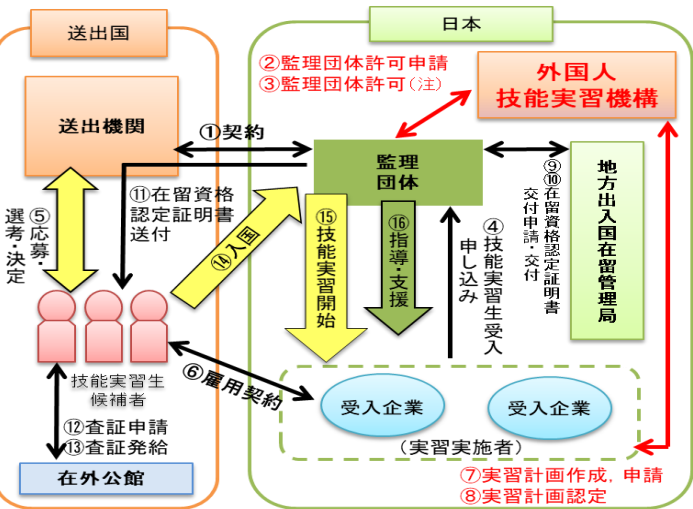
	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
名古屋事務所	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県	1,698件 (うち介護職種8件)	45,777件 (うち介護職種1,043件)	47,475件 (うち介護職種1,051件)
富山支所	富山県 石川県 福井県	158件 (うち介護職種0件)	10,126件 (うち介護職種239件)	10,284件 (うち介護職種239件)

(参考) 技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
 ※令和5年末時点
 ○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。

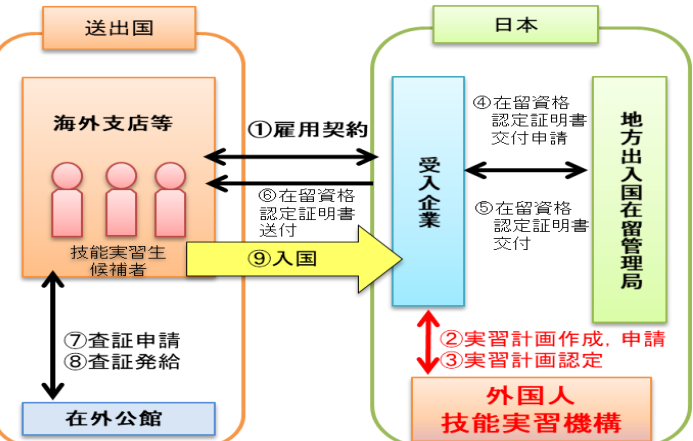
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

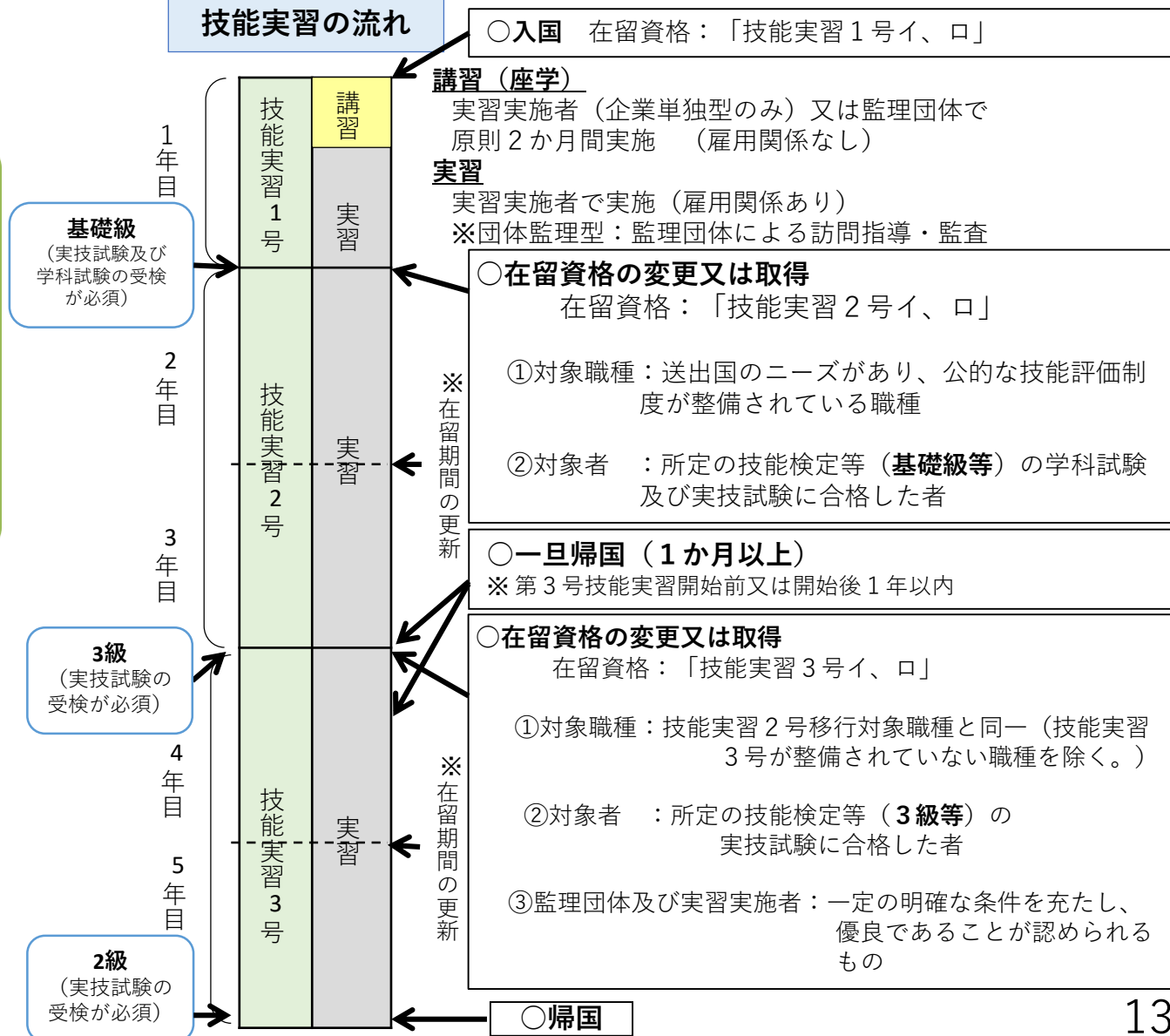


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習 (座学)
 実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）
実習
 実習実施者で実施（雇用関係あり）
 ※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
 在留資格：「技能実習2号イ、ロ」
 ①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
 ②対象者：所定の技能検定等（**基礎級等**）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（1か月以上）
 ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得
 在留資格：「技能実習3号イ、ロ」
 ①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）
 ②対象者：所定の技能検定等（**3級等**）の実技試験に合格した者
 ③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

外国人技能実習制度に関する現状と取組

1. 「外国人労働者問題啓発月間」の実施と「外国人研修指導協議会」の開催

- 厚生労働省は、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」として、周知・啓発活動を実施。
- これにあわせて、経済産業省では、「外国人研修指導協議会」を開催。

外国人労働者問題啓発月間（2024年）

標語：

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～」

主な内容：

- ① ポスター・パンフレットの作成・配布
- ② 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- ③ 各種会合における事業主などに対する周知・啓発
- ④ 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- ⑤ 技能実習生受入れ事業主などへの周知・啓発、指導
- ⑥ 留学生就職支援窓口の周知
- ⑦ 労働条件などの相談窓口の周知

外国人研修指導協議会

趣旨：

中小企業団体に対して、外国人技能実習制度の適切な実施や外国人犯罪の現状及び政府の外国人労働者に関する取組等について、**関係省庁の協力を得て情報提供**することで、外国人労働者問題に対する意識の向上等を目的とする。

出席者：

＜中小企業団体＞

- ・日本商工会議所（東京商工会議所）
- ・全国商工会連合会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商店街振興組合

＜関係省庁＞

- ・法務省（出入国在留管理庁）
- ・警察庁
- ・厚生労働省
- ・経済産業省（中小企業庁）

2. 外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するため、受入事業を行う組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に要する経費を補助。

中小企業連携組織対策推進事業 令和6年度予算額 6.0億円（6.1億円）

中小企業庁経営支援部
経営支援課
商業課

事業の内容

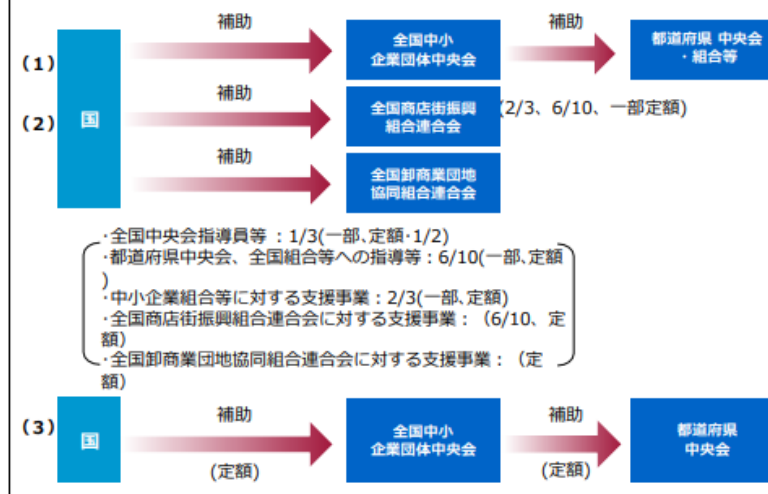
事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

- 中小企業組合等指導・支援事業
 - ①人件費②都道府県中小企業団体中央会への指導等③組合への指導等④調査研究・情報提供等
- 中小企業組合等課題対応支援事業
(新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業に対する支援)
- 外国人技能実習制度適正化事業
(外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業に対する支援)

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。
 目標最終年度となる令和10年度までに外国人技能実習生受入事業を行う組合等の技能実習法の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

3. 繊維産業における技能実習違反に対する業界団体・政府の取組

- 繊維産業（特に縫製業）においては、外国人技能実習制度における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されている。
- 経済産業省は、技能実習法第54条に基づき、2018年3月、技能実習に係る業界団体等を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」を設置（事務局：経済産業省（生活製品課）、日本繊維産業連盟）。直近では、2023年7月25日に第11回協議会を開催。
- 2018年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定。非加盟企業等に対する働きかけを含め、繊維業界における技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向けた取組を実施。

具体的な取組

主務官庁（法務省・厚労省）による適切な法執行等に加え、繊維産業としても、業界団体の主導で、技能実習に係る法令遵守等を徹底。

技能実習に係る法令遵守等の徹底

・構成団体傘下の企業への周知・会員企業からの取引先への周知。

取引適正化の一層の推進

・日本繊維産業連盟、SCM推進協議会は、「取引ガイドライン」に縫製業を追加。「自主行動計画」を改訂。

発注企業の社会的責任の履行

・日本繊維産業連盟は、OECD「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのDDガイダンス」に係る検討。

業界団体における体制等の整備

・構成団体は、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を設置。会員企業等の取組状況等をモニタリング。

これまでの成果

- ✓ 業界全体での違反の減少傾向、構成団体参加企業の違反数の減少は一定の評価。
- ✓ 取引ガイドラインに基づく「聞き取り調査」を毎年実施、SCM協議会にて年1回、自主行動計画実施に係る会員団体の取組・課題を会議にて共有。
- ✓ 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。サプライチェーンを管理すべき**アパレル企業等を含め周知徹底**。
- ✓ 各構成員団体による**会員企業からの定期報告**、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を年2回程度開催し、**問題事例、優良事例を含め、必要に応じ更なる改善策等を検討**。

技能実習違反を減らすための更なる取組

- 繊維産業における外国人技能実習制度に係る法令違反を減らすためには、個々の受入事業者や管理団体等に対する労働基準法等に関する周知徹底だけでなく、サプライチェーン全体での法令遵守が必要。(他産業に先駆け) 日本繊維産業連盟において、ILO（国際労働機関）による協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定し、サプライチェーンを管理すべきアパレル企業等を含め周知徹底を行っているところ（各経産局や違反の多い地域で法務・厚労省と連携し、技能実習制度や人権等セミナーを開催）。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

- ・2021年7月 繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
- ・2022年7月 日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
- ・2022年8月以降 ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催（12回）
- ・2023年2月、4月 社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催（社会保険労務士39名参加）



＼ 詳細はこちら！ ／



農業分野における技能実習の現状と課題

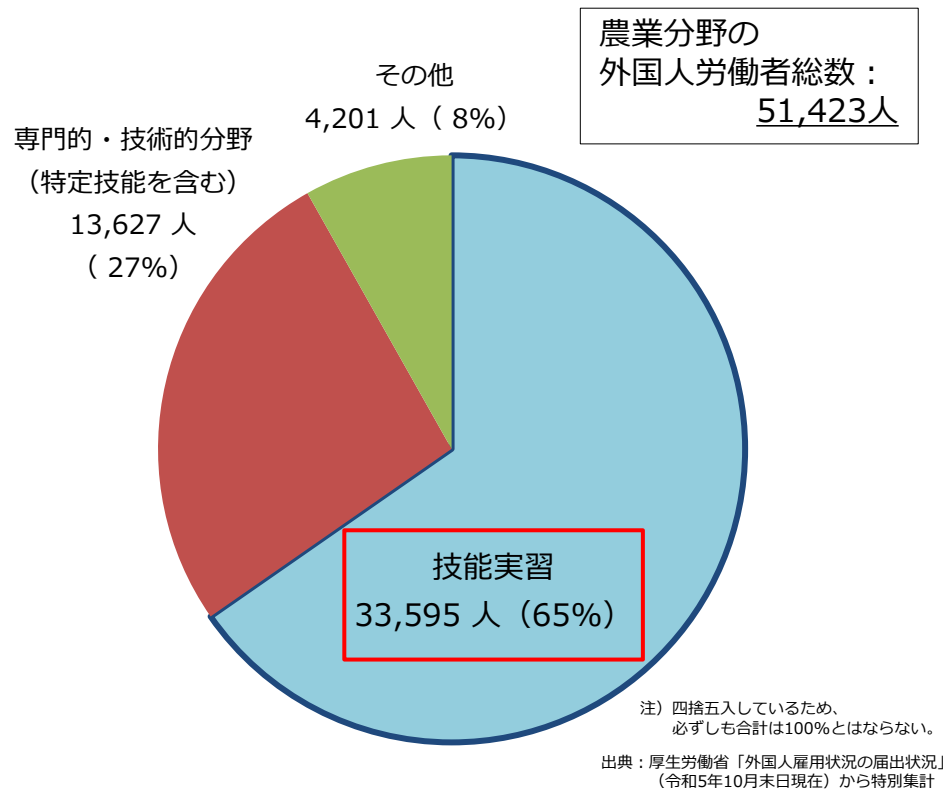
令和 6 年 6 月

農林水産省 東海農政局
経営・事業支援部 経営支援課

農業分野における技能実習の現状と課題

- 全国の農業分野に従事する外国人労働者数は約51,000人で、うち**65%を技能実習生**が占める。
- 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数は、愛知県（3,049人：全国5位）が最も多く、次いで静岡県（834人：全国16位）。
- 全国の技能実習における失踪者数が業種別で2番目に多い状況（令和4年）。

■ 全国の農業分野に従事する外国人労働者数



■ 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数

